

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【位置及び概況】

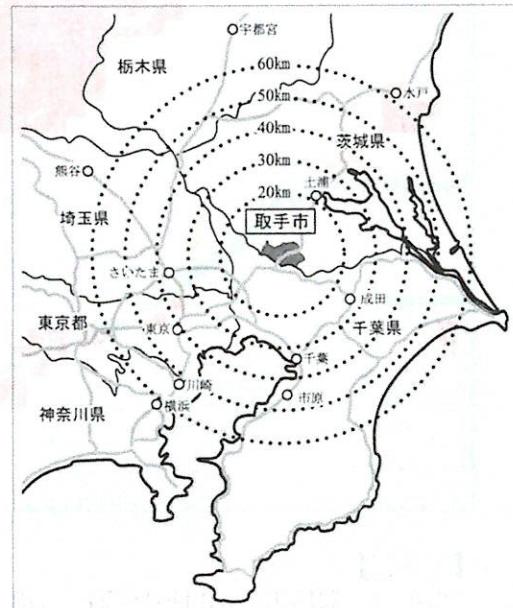
当市は、東経 $140^{\circ} 03' 10''$ 、北緯 $35^{\circ} 54' 28''$ 、都心から約40kmの県南端部にあり、利根川とその支流の小貝川の合流点の首都圏近郊整備地帯に位置し、総面積 69.94 km^2 、東西 14.3 km 、南北 9.3 km の地域である。市域の東は小貝川を隔て龍ヶ崎市と北相馬郡利根町の一部に接し、西は守谷市に、南は千葉県我孫子市及び柏市に接し、北はつくばみらい市に面している。また、県における南部の玄関口であり、東京、成田、つくばを結ぶ三角形のほぼ中央に位置し、交通の利便性に加え、利根川とその支流である小貝川の2つの河川が流れる自然環境に恵まれた都市である。

当市の地形は、台地（段丘）、低地の2つに大きく区分される。台地は一般に過去の河川により形成された河岸段丘で低いものほど古く、関東ローム層を載せている。当市の台地は、守谷市から続く台地（猿島台地）、それに断続した小文間地区の孤立した台地の2か所に分かれている。低地は、最も新しい地形で、現在の河川に沿って台地を囲む形で分布しており、利根川沿いの利根川下流低地と、小貝川低地に分けられる。

当市の気象は、太平洋側の気候区に属しているが、やや内陸に位置するため、内陸性の特徴を表しており、冬の昼間に「筑波おろし」と呼ばれる北西からの冷たい乾燥した季節風が吹きつけるのが特徴である。県の降水量は全国的にも比較的少ない部類に属するが、その中でも当市の降水量はきわめて少ない。その降雨の大部分は梅雨どきと9月から10月までの台風シーズンに集中している。

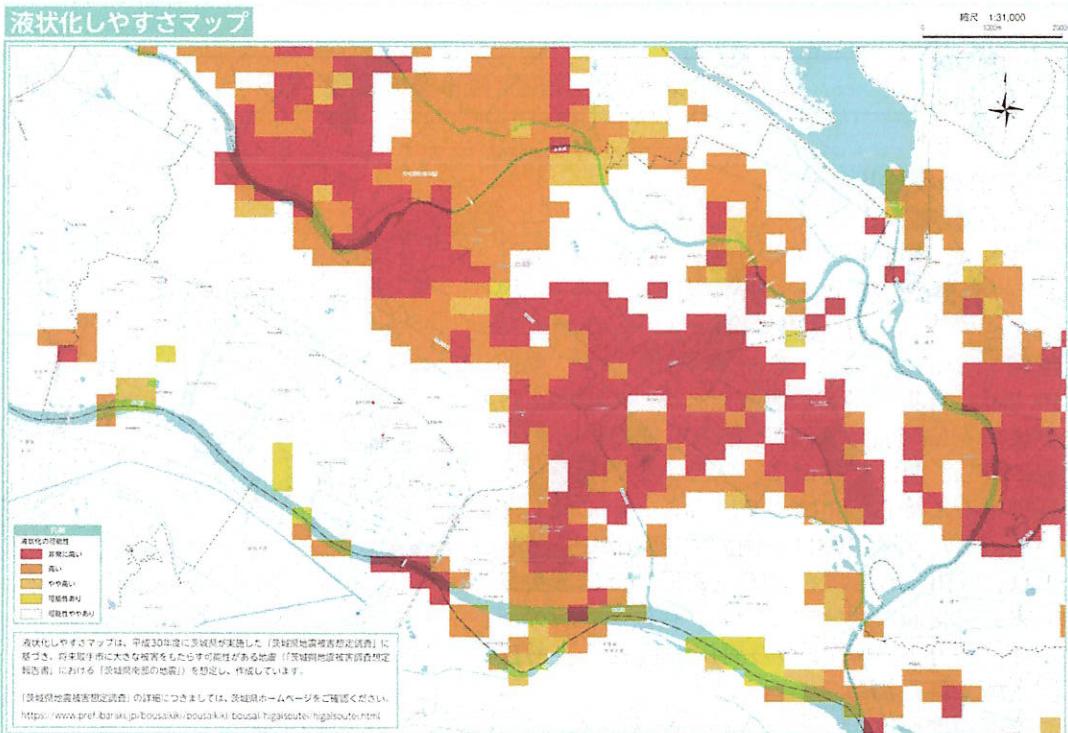
【地震】

県が想定した7つの地震である「茨城県南部地震」、「茨城・埼玉県境地震」、「F1断層地震」、「棚倉破碎帯地震」、「太平洋プレート内の地震（北部）」、「太平洋プレート内の地震（南部）」、「茨城県沖～房総半島沖地震」の地震のうち、当市に被害をもたらす可能性のある地震は、「F1断層地震」と「棚倉破碎帯地震」を除く5つの地震である。



被害想定の概要（最も被害の大きい「①茨城県南部の地震」）

区分		冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	全壊・焼失	347棟	347棟	1915棟
	半壊	2,419棟	2,419棟	2,419棟
人的被害	死者	18人	9人	16人
	負傷者	281人	162人	292人
	重傷者	21人	14人	43人
ライフライン被害（直後）	電力（停電率）	93%（8割以上の復旧まで4日以上）		
	上水道（断水率）	96%（8割以上の復旧まで1週間）		
避難者	当日	10,390人		
	1週間後	11,707人		
	1ヶ月後	8,601人		



【風水害】

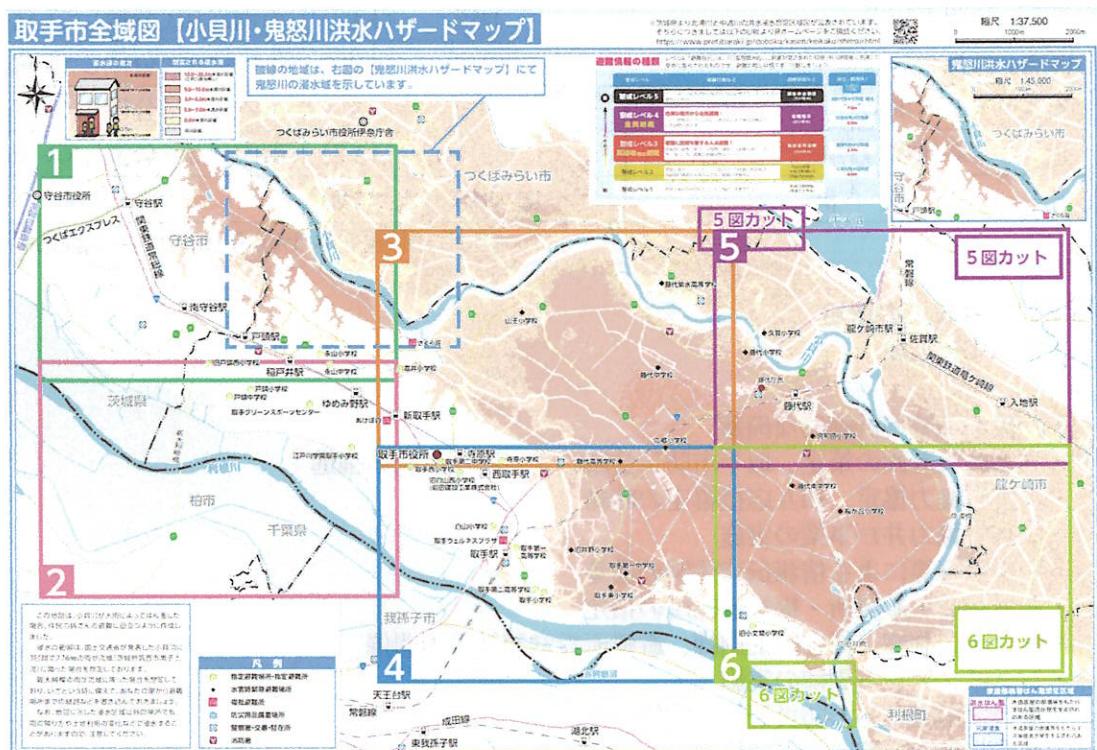
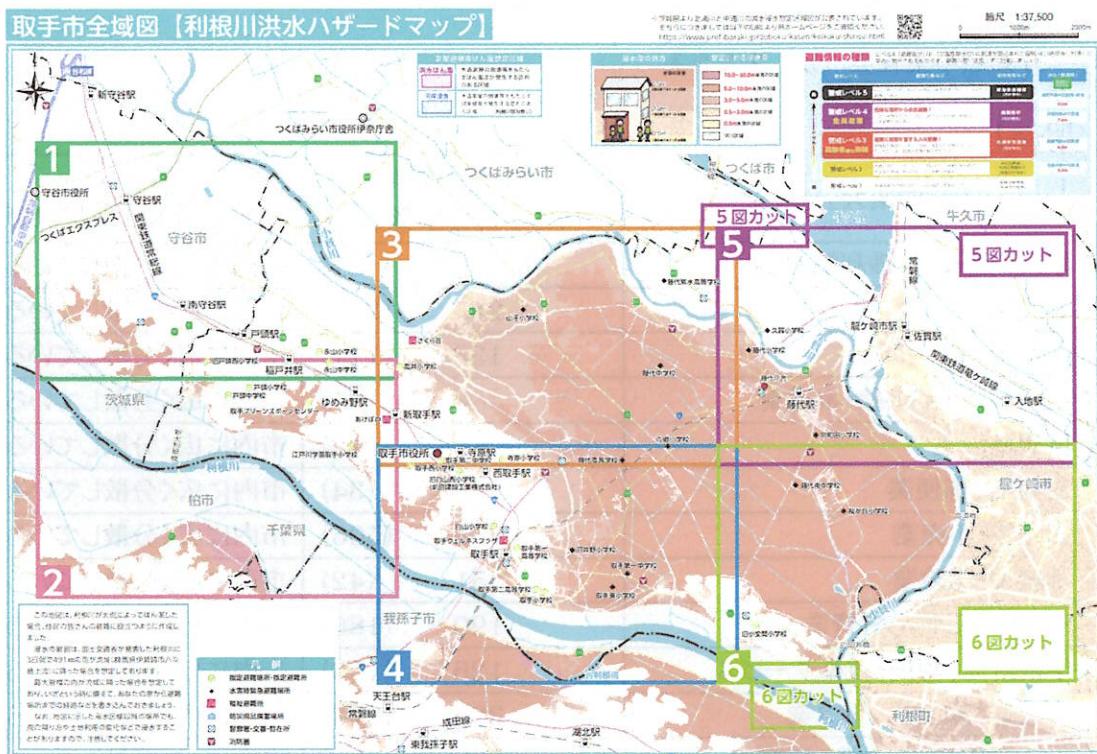
当市は、利根川と小貝川に接し、河川による影響を受けやすい状況にある。特に、利根川は下流の利根町栄橋地点で川幅が半分になっているため、台風、長雨、豪雨の際は流水が悪く、増水時には小貝川高須橋付近まで逆流する。昭和25年8月7日小貝川堤防決壊の際は、浸水家屋が低地の農村部全般に及んだ。また、排水が悪いため湛水期間が長びき、農作物に大きな被害を及ぼした。

過去には洪水による被害を受けたが、近年は堤防や排水樋管等の整備により、大規模な浸水被害は減少している。利根川の流路は、江戸幕府の「利根川の東遷」と呼ばれる河川整備事業により、人為的に銚子から太平洋に注ぐ流路に変更させたものである。

利根川の過去の水害では、下利根川で江戸末期の享保年間と明治に水害が集中している。明治年間では、5年に1回の割合で洪水が発生している。これは、1629年からの利根川の東遷と江戸末期に江戸川の流量を減らして下利根川の流量を増加させた影響といわれている。明治43年の大洪水以後は、河川改修事業が進展して、利根川自体の氾濫は少なくなったが、利根川から小貝川への逆流による、小貝川氾濫の水害が目立つようになった。

これまでの小貝川流域における災害履歴では、当市藤代地域の風水害、堤防の決壊による堤内の浸水被害が主となっている。洪水による場合、浸水深は1～2mを超え、自然堤防のような微高地でも床上まで浸水した例が多い。これは、主に堤防高の余裕不足もしくは一帯の地盤が軟弱で、水を通しやすい地質であることによる。

また、地形上、決壊時に流れ込む水量の約8割は利根川の水といわれ、すり鉢の底のような「輪中」に入った大量の水は、長期間低地に滞留する。したがって避難期間も長期化し復旧には多大の時間を要することが想定される。



【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2, 969人
- ・小規模事業者数 2, 212人

【内訳】

産業大分類	商工業者数 (うち小規模事業者数)	備考 (事業所の立地状況等)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)	市内に広く分散している
建設業	287 (283)	市内に広く分散している
製造業	132 (111)	市内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (1)	市内に広く分散している
情報通信業	17 (12)	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	54 (34)	市内に広く分散している
卸売業・小売業	778 (506)	市内に広く分散している
金融業・保険業	51 (42)	市内に広く分散している
不動産業、物品賃貸業	190 (186)	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス	126 (103)	市内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	385 (274)	市内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	328 (298)	市内に広く分散している
教育、学習支援業	165 (117)	市内に広く分散している
医療、福祉	263 (120)	市内に広く分散している
複合サービス事業	19 (7)	市内に広く分散している
サービス業(他に分類されないもの)	171 (117)	市内に広く分散している
合 計	2, 969 (2, 212)	

出典：平成28年経済センサス 活動調査

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災備品等の計画的な備蓄
- ・地域防災計画の策定、取手市防災会議による防災計画の推進
- ・災害時協力協定、相互応援協定の締結
- ・災害時協力井戸事業の実施
- ・防災無線等による情報伝達体制の構築
- ・避難場所・避難所・福祉避難所の指定
- ・総合防災訓練、災害図上訓練、避難所設営訓練等の開催
- ・シェイクアウト訓練の実施
- ・新規採用職員への防災研修の実施
- ・地域防災訓練等への参加協力
- ・自主防災組織の活性化を目的とした連絡協議会の開催
- ・自主防災組織運営補助金・資機材整備補助金の交付
- ・自主防災組織結成促進を目的とした講演会の実施
- ・住民の防災意識啓発を目的とした出前講座の開催
- ・防災教育の観点からの小中学校、高等学校への出前講座の開催
- ・取手市総合防災マップ（洪水ハザードマップ等）の作成/配布
- ・取手市防災士育成事業補助金交付要綱の策定
- ・地域の共助体制構築を目的とした防災研修の開催
- ・避難行動要支援者台帳の整備促進

2) 当会の取組

(自然災害)

- ・事業者BCP（事業継続力強化支援計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国との施策の周知
BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
BCP策定支援実績豊富な専門家による、BCPの必要性や基礎知識に関するセミナーの開催。
- ・茨城県商工会連合会、茨城県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
茨城県商工会連合会、茨城県火災共済協同組合等と連携し、災害時に備える会員向け保険制度への加入促進に取り組んでいる。

(感染症)

- ・相談窓口の設置、緊急融資相談会、イベントの中止／延期
【相談窓口の開設】資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。臨時相談窓口として、期間を限定し夜間や休日での相談対応を行っている。
【緊急融資相談会】同感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、日本政策金融公庫とともに融資相談会を開催。
- ・茨城県商工会連合会、取手市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供
茨城県商工会連合会、取手市等と連携し、感染拡大防止に向けて会員への情報提供を行っている。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、災害復旧への備えとなる保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

(商工会の課題)

- ・当商工会の所在地が地震の被害や河川氾濫に伴う浸水の可能性が高く、発災時に早急な対応の拠点として機能しない可能性がある。
- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育ができていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化支援計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCPへの関心

- が低くBCPに取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりBCPに関する支援は少なく支援の比重も低いため、BCPのメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、BCPの策定支援まで繋がっていない。
 - ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - 事業継続力強化計画認定 5事業者／年
 - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 30事業者／年
(火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他)
- ・行政（国・県・市）や茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・館内の感染予防対策を行った上の来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

自然災害や感染症発生時における緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、速やかな応急対策等に取り組めるように準備する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・管内小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。

- 経営指導員等を対象としたBCP策定支援研修
- 小規模事業者を対象としたBCP策定セミナー
- 小規模事業者対象を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会）。
- 小規模事業者・中小事業者を対象としたリスクマネジメントセミナー
- 小規模事業者・中小事業者を対象とした対象業種別部会を通じたセミナー

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和4年に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・茨城県商工会連合会、損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

- ・事業者BCP（事業継続力強化支援計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し隨時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて、取手市事業継続力強化支援協議会（仮称）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に当市、茨城県商工会連合会と情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

3) 被害情報の共有

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

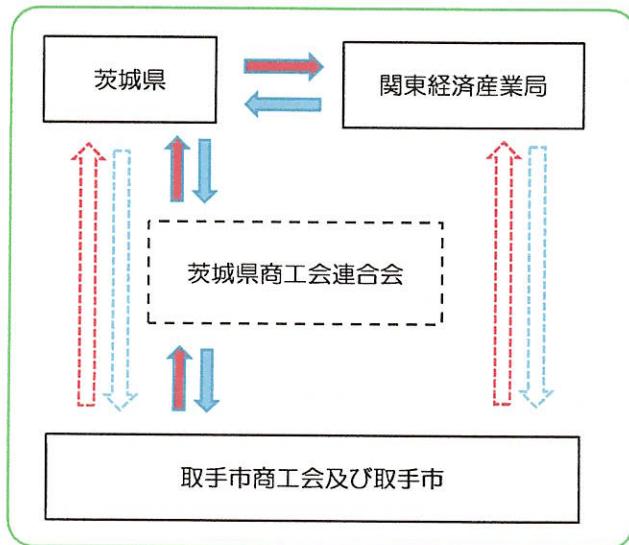
4) 被害情報の報告

- ・当会と当市とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当会が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。
 - ① 客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
 - ② 交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
 - ③ 2か月程度を想定した運転資金の確保対策
 - ④ 職場における集団感染の予防策
 - ⑤ 仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
 - ⑥ テレワーク体制の構築

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式)

The screenshot displays the 'Disaster Damage Status Form' (災害状況報告書) with the following sections:

- Header: '災害状況報告書' (Disaster Damage Status Form)
- Section 1: '被災状況の概要' (Summary of Disaster Damage)
 - Table: '被災状況の概要' (Summary of Disaster Damage) with columns for '被災地名' (Location), '被災種別' (Type of Disaster), '被害程度' (Degree of Damage), '被災者数' (Number of Victims), and '被災面積' (Area Affected).
- Section 2: '被災状況の詳細' (Detailed Disaster Damage)
 - Table: '被災状況の詳細' (Detailed Disaster Damage) with columns for '被災地名' (Location), '被災種別' (Type of Disaster), '被害程度' (Degree of Damage), '被災者数' (Number of Victims), and '被災面積' (Area Affected).

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、取手市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

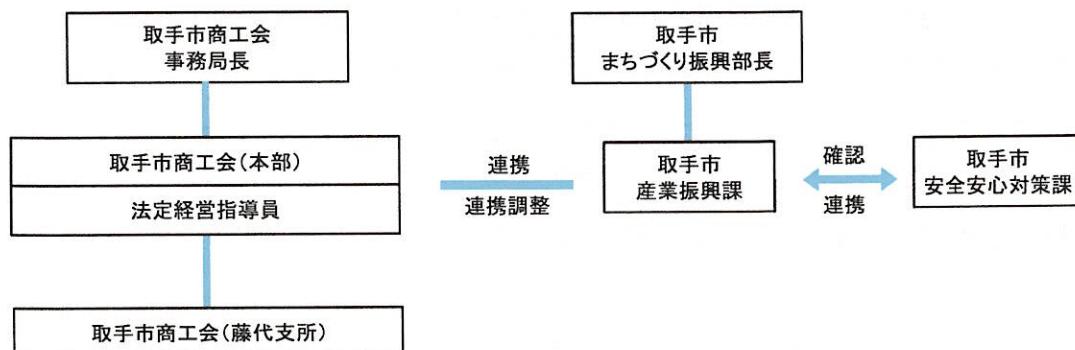
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 鈴木 勝利（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

取手市商工会

〒302-0004 茨城県取手市取手 2-14-23

TEL : 0297-73-1365／FAX : 0297-73-6644

E-mail : shokokai@toride.or.jp

②関係市町村

取手市 まちづくり振興部産業振興課

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139

TEL : 0297-74-2141／FAX : 0297-73-5995

E-mail : sansin@city.toride.ibaraki.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	670	650	500	500	500
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	320	300	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、取手市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等

